

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 2 3 条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 2 9 条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第 4 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0952-24-1111 内 3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和 3 年 2 月 1 日改訂